

中国の「貿易障壁調査」について
～関連規定の概要と、台湾の措置に対する
貿易障壁調査の開始等の過去事例の解説～

～中国の安全保障貿易管理に関する制度情報
専門家による政策解説～

2023年9月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

上海事務所

調査部

【免責条項】

本レポートは、森・濱田松本法律事務所に委託し、作成したものです。
本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

本号では、中国の「対外貿易法」、「対外貿易障壁調査規則」に基づく貿易障壁調査の概要を解説します。

2023年4月、中国は、台湾による農産品、鉱業・工業製品、紡績品等2455品目の中国からの輸入禁止の措置に対し、貿易障壁調査を開始すると公告しました。本号では、この貿易障壁調査について、過去に中国が実施した貿易障壁調査事例と併せて紹介します。

1. 貿易障壁調査の概要、関連法令

対外貿易障壁調査とは、中国の貿易相手等の国や地域による中国に対する貿易障壁（以下、「貿易障壁」といいます）の中国の対外貿易に対する負の影響を取り除き、対外貿易の秩序の維持保護及び正常な発展を目的として、貿易障壁を対象として、実施される調査とされます（対外貿易法36条、対外貿易障壁調査規則1条）。

以下、中国の貿易障壁調査に関連する法律規定について解説します。

(1) 対外貿易法¹

対外貿易法第7章では、「対外貿易調査」について規定していますが（36条乃至38条）、対外貿易障壁調査は、こうした対外貿易調査の一類型として位置づけられています。国務院対外貿易主管部門（現在では、商務部）は単独又は国務院の他の関係部門とともに法律、行政法規の規定に基づき、関連する国又は地域の貿易障壁に対して調査を行うことができるとされます（36条2号）。

対外貿易調査を開始する際には、国務院対外貿易主管部門により公告を行い、調査方法について、アンケート調査、ヒアリング、実地調査、委託調査等ができるとされます。また、国務院対外貿易主管部門は調査結果に基づき、調査報告書の提出又は処理裁定を行い、公告するものとされます（37条）。

また、関連企業及び個人は、対外貿易調査に協力する義務があるとされます（38条1項）。

(2) 対外貿易障壁調査規則

対外貿易障壁調査のより具体的な内容は、対外貿易障壁調査規則（以下「規則」といいます）が規定しています²。

i) 「貿易障壁」とは

「貿易障壁」には、以下の規則3条での定義にあるように、(1) 条約、経済連携協定等の違反や未履行と、(2) 中国の貿易に対する「負の影響」を生じさせる場合があるとされます。さらに、貿易の「負の影響」を生じさせる場合には、輸出に対するもの（中国製品・サービスの相手国市場への参入に対する妨害・制限や競争の阻害）と、輸入に対するもの（相手国製品の中国に向けた輸出に対する妨害・制限）があるとされます。

¹ 全人代常務委員会 2022年12月30日改正公布、施行

² 商務部、2005年2月2日公布、2005年3月1日施行。本規則が制定される前に、2022年9月23日に、対外貿易障壁調査暫定規則が公布されていました。後述の日本の海苔に対する貿易障壁調査は、同暫定規則に基づき実施されていました。

規則 3 条：

外国（地域）政府が採用又は支持する措置又は方法で、下記の状況のいずれかに該当する場合は、貿易障壁とみなす。

(1) その国（地域）とわが国が共同して締結し、もしくは共同参加した経済貿易条約もしくは協定に違反した場合、又はわが国と共同して締結し、もしくは共同参加した経済貿易条約もしくは協定に規定された義務を未だ履行していない場合

(2) 貿易につき下記の負の影響のいずれかを生じさせる場合

(a) わが国の製品又はサービスがその国（地域）の市場又は第三国（地域）の市場に参入することに対して、妨害もしくは制限し、又はそのおそれがある。

(b) わが国の製品又はサービスのその国（地域）の市場又は第三国（地域）の市場における競争力に対して、損害を与え、又はそのおそれがある。

(c) その国（地域）又は第三国（地域）の製品又はサービスのわが国に向けた輸出に対して、妨害もしくは制限し、又はそのおそれがある。

ii) 調査申請と立件

調査申請者は、貿易障壁に関連する商品の生産又はサービスの提供に直接的な関係を有する企業、産業、申請提出先は商務部とされます。

す。申請書では、調査申請対象となる貿易障壁措置、貿易障壁措置の対象となる商品又はサービス、及び関連する国内産業の基本状況等について説明をする必要があるとされます（6 条、7 条）。

商務部は申請を受けた日から 60 日以内に、調査申請について立件するか否かを判断します。提供された申請資料が事実と明らかに異なる場合や、調査申請対象の措置は明らかに貿易障壁に該当しない等の場合を除き、申請としての要件（上記 6 条及び 7 条）を満たす場合には、商務部は、立件して公告する義務があるとされます。

（12 条、16 条）

一方、商務部は、自ら必要性があると判断した場合においても、立件し貿易障壁調査を実施することができます（4 条 2 項）

立件が決定された場合、商務部により公告を行い、また立件決定通知を申請者、すでに明らかになった輸出経営者及び輸入経営者、調査対象措置に関わる国（地域）（以下「被調査国等」といいます）の政府及びその他の利害関係者に対して発出することとされています（14 条）。

iii) 調査方法

調査が立件された後、商務部は、調査対象措置が規則 3 条に定義する貿易障壁に該当するか否かについて調査し、認定をします。調査において、商務部は必要に応じて専門家による検討チームを設置し（20 条）、アンケート、ヒアリングなどの方式で利害関係者から情報収集を行い（21 条）、商務部が必要と認めた場合、被調査国等政府の同意を得た上で、現地調査を行うことも可能です（22 条）。さらに、商務部は、調査において、被調査国等政府と調査対象措置について、交渉を行うことも可能とされています（25 条）。

調査期間は、立件決定の公告日より起算して 6 ヶ月以内に終了しなければならず、特別な事情がある場合には、最長 3 ヶ月間延長可能とされています (32 条)。

iv) 調査の中止、終了

被調査国等政府が、合理的な期限内において、以下の対応を行った場合、商務部は、貿易障壁調査を中止することができるものとされます (26 条)。

- ① 調査対象措置の取消、調整を承諾する場合
- ② 合理的な期限内に中国に対して適切な貿易補償を行うことを承諾する場合
- ③ 経済貿易条約又は協定に規定する義務の履行を承諾する場合
- ④ 商務部が調査を中止できるその他の状況を認めた場合

但し、期限までに被調査国等政府が承諾を履行しなかった場合や、中止できる状況がなくなった場合は、調査を再開することができます (27 条)。

一方、被調査国等政府が①調査対象措置の取消、調整を行った場合、②すでに中国に対して適切な貿易補償を提供した場合、③経済貿易条約又は協定の義務を履行した場合は、商務部は調査を終了します (29 条)。

また、申請者により調査終了の申請があった場合、公共の利益に反すると認められる場合を除き、商務部は調査を終了する³ことができるとされます (28 条)。

v) 認定と対応措置

商務部は、調査を実施した上で、調査対象措置が上記 i) の貿易障壁 (3 条) に該当するかを認定し、公告します (18 条、31 条)。調査対象措置が貿易障壁に該当すると認定された場合は、商務部は、①双方による協議、②多角的な紛争解決手続の発動、又は③その他の適切な措置を実施することとされています (33 条)。①については、中国と被調査国等政府との間での交渉が想定され、②に関しては、例えば WTO に対して提訴し、WTO の紛争解決手続の下で、解決を図る方法が考えられます。

2. 台湾の措置に対する貿易障壁調査

(1) 貿易障壁調査手続の開始

中国商務部は、台湾による農産品、鉱業・工業製品、紡績品等 2455 品目の中国からの輸入禁止の措置に対し、2023 年 4 月 12 日、貿易障壁調査 (以下「本調査」といいます) を開始すると公告しました (以下「本公告」といいます) ⁴。

本公告によれば、申請者は、中国食品畜産物輸出入商会、中国五鉱化学工業輸出入商会及び中国紡績品輸出入商会の 3 つの業界団体、台湾政府が、農産品、鉱業・工業製品、紡績品を含む 2455 品目の製品について、中国大陸からの台湾に対する輸入を禁止する措置が本調査の調査対象措置となっています。

本調査の調査期間は 2023 年 10 月 12 日までとなっており、特別な事情がある場合は、

³ 申請者が調査中に必要な協力をしない等の場合、商務部が調査を終了できるその他の状況を認めた場合も、商務部は調査を終了することができます (30 条)

⁴ <https://www.trade.gov.tw/Pages/Detail.aspx?nodeid=40&pid=760260>

2024年1月12日まで3ヶ月延長することができるとされています。本調査は、現在調査期間中であり、国務院台湾事務弁公室は、本調査の結果について、適時に公表するとコメントしています⁵。

(2) 台湾政府の反応

本調査に関して、台湾經濟部国際貿易局による2023年4月12日の説明では、規則14条に基づく中国から台湾政府に対する通知は現時点で受けていないこと、中台の経済の条件及び構造は異なることを考慮し、必要があれば、前提を設けない条件で、貿易に関するテーマを協議、議論することを望む等のコメントが公表されました。また、台湾側の報道では、台湾側のWTO代表団は、中国のWTO代表団から中国政府による本調査開始の連絡を受けたと報道されています。

(3) 本調査に関するアンケート調査票

商務部は、2023年6月19日に、本調査に関するアンケート調査票を公開し、関連企業や業界団体などの利害関係者による自主的な回答、コメントを募集する通知を公開しています⁶。同通知の添付資料として、調査対象となる品目リスト⁷が公開されており、アンケート調査票では、調査に協力する利害関係者企業の基本情報、業務範囲、台湾の輸入禁止措置による影響の有無、影響を受けた商品品目、影響の具体的な内容、輸入禁止の理由及び該当性、台湾経済主管部門に対する意見陳述の機会の有無や意見陳述の結果等の調査項目が掲載されています。

(4) 台湾の輸入禁止措置

中国と台湾はいずれもWTOに加入していますが、台湾は、「台湾地区と大陸地区貿易許可規則」（以下「兩岸貿易許可規則」という）⁸7条1項に基づき、台湾の主管部門により輸入が許可された品目以外、中国大陸の貨物を台湾へ輸入することを禁止しています。また、同規定に基づき、台湾經濟部国際貿易局により、中国大陸の商品について、「輸入許可」、「条件付き輸入許可」、「輸入禁止」⁹リストをそれぞれ公開しています。今回の調査対象措置は、「輸入禁止」リストに基づき中国大陸から台湾への輸入を禁止する措置に該当します。「兩岸貿易許可規則」8条によれば、中国大陸の商品の台湾への輸入を許可するには、①台湾の国家安全に危害しない、かつ②関連産業に対して重大な不良影響を及ぼさないことを条件としています。台湾行政院大陸委員会によれば、上記規定に基づき、現在、2000品目以上の商品について中国大陸からの輸入を許可していないとのことでした。

(5) 今後の中台の貿易関係

報道によれば、台湾經濟部は、中国からの輸入を禁止している2455品目のうち、1000品目あまりが農産品、別の1000品目あまりが工業製品とのことで、当該2455品目の2022年の台湾の輸出総額は約248.5億米ドルで、台湾の輸出の合計金額の約5.2%

⁵ なお、台湾の総統選挙は、2024年1月13日に予定されています。

⁶ 商救濟壁壘函〔2023〕40号

(<http://trb.mofcom.gov.cn/article/mybldc/202306/20230603417178.shtml>)

⁷ 台湾の経済主管部門公布の当時の最新の「輸入禁止大陸物品品目表」に基づくとされる2460品目が列挙されています。

⁸ 經濟部2022年3月16日經貿字第11104601100号令改正公布、施行

⁹ <https://fbfh.trade.gov.tw/fh/ap/downloadLoadListf.do>

を占める、また、当該 2455 品目について、台湾の中国に対する輸出金額は、約 44.3 億米ドルで、台湾の中国に対する輸出金額の約 0.9%とのことで、仮に、中国が（制裁関税等の）報復措置を実施したとしても、台湾への影響は非常に小さいとコメントしているとのことです¹⁰。

一方で、仮に、中国が、当該 2455 品目について、台湾の中国に対する輸出に対して報復措置を行う、当該 2455 品目について、台湾が中国からの輸入禁止措置を解除する等となった場合、特に台湾の農業を中心に大きな影響が生じるとの見方も一部の学者から示されています¹¹。

中台間の貿易関係は、これまで主として、中台間の協議、交渉及びそれぞれの関連規定に基づき、実務が運用されてきたという理解ですが、2022 年 8 月の米国ペロシ下院議長の訪台等もあって中台関係の緊張が高まる中、中台間の貿易関係も新たな局面を迎えているように思われます。

3 その他の貿易障壁調査事例及び調査結果

(1) 日本の海苔輸入管理措置に対する貿易障壁調査

2005 年 4 月 22 日に、商務部は江蘇省海苔協会の申請を受け、日本の海苔輸入管理措置に対する貿易障壁調査の開始を公告しました¹²。当該調査の対象措置は、日本が乾燥海苔及び調味海苔に対して実施する輸入割当制度及び割当枠の分配方法となっています。

当該調査の立件後、商務部は、日本政府の関連部門、及び中国国内の関連企業に対してアンケート調査に加え、日本での現地調査、追加アンケート調査、及びその他関連業界団体、専門部署に対する諮問等を行いました。その結果、日本政府は、海苔について割当制による輸入管理措置を行っており、当該措置が実施されてから、2004 年までの間に、輸入海苔の原産国を韓国に限定していたと結論づけました。

一方、調査期間中、中国の調査機関と日本政府の間での協議が行われ、日本政府が問題解決に向けて積極的に解決策を検討することを承諾したとして、2004 年 10 月 21 日、商務部は日本の海苔輸入管理措置に対する貿易障壁調査の中止を公告しました¹³。

調査中止後も、両国政府間で協議が重ねられ、2005 年 2 月に公表された日本の 2005 年輸入割当案では、原産国の制限を取消し、また割当総量を 2004 年の 2.4 億枚から 4 億枚に引き上げました。日本側の政策調整を受け、商務部は、2005 年 2 月 28 日に、当該貿易障壁調査の終了を正式に公告しました¹⁴。

(2) 米国再生可能エネルギー支援政策及び補助金措置に対する貿易障壁調査

2011 年 11 月 25 日、商務部は中国機電製品輸出入商会及び中華全国工商業連合会再

¹⁰ <https://www.cna.com.tw/news/aip/202304140151.aspx>

¹¹ <https://www.bbc.com/zhongwen/simp/business-65301208>

¹² 商務部公告[2004]第 65 号

(<http://www.mofcom.gov.cn/article/zcfb/gpmv/200404/20040400212097.shtml>)

¹³ 商務部公告[2004]第 65 号

(<http://www.mofcom.gov.cn/zfxgk/article/gkml/200804/20080494311518.shtml>)

¹⁴ 商務部公告 2005 年第 10 号

(<http://www.mofcom.gov.cn/zfxgk/article/gkml/200804/20080490111946.shtml>)

生エネルギー商会の申請を受け、米国のワシントン州、マサチューセッツ州、オハイオ州等 6 つの州で実施されていた再生可能エネルギー支援政策及び補助金措置に対して、貿易障壁調査の開始を公告しました。

商務部は、2012 年 5 月 24 日に、調査の初期的結論¹⁵を公表し、調査対象措置は、いずれも WTO の補助金及び相殺措置に関する協定により禁止された補助金に該当し、また、GATT 協定 3 条の最恵国待遇規定に違反すると認定しました。そして案件が複雑であることを理由に、さらに調査を 2012 年 8 月 25 日まで延長しました。2012 年 8 月 20 日、商務部により公告された最終報告¹⁶では、初期的結論と同様な結論が記載され、調査対象措置は、中国の再生可能エネルギー関連製品の米国向け輸出に対する貿易障壁であると認定しました。商務部は、規則 33 条に基づき、米国に対して調査対象措置を取消し、中国再生可能エネルギー製品に対して公平な待遇を与えるよう要求する等、対応措置を採るとしています。

但し、調査終了後、現時点まで、中国側が、本件調査対象措置について、正式に WTO に対して提訴をしたとの情報は見当たっていません。

森・濱田松本法律事務所
弁護士 石本 茂彦
弁護士 鈴木 幹太
中国律師 沈 暘

¹⁵ 商務部公告 2012 年第 26 号 (<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201205/20120508143821.shtml>)

¹⁶ 商務部公告 2012 年第 52 号 (<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/e/201208/20120808293989.html>)

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20230018>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
調査部 中国北アジア課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-5181
E-mail：ORG@jetro.go.jp